

「消費税」「国保」「敬老パス」などの署名は、集金の際に預けていただくか事務所までお願いします



発行：2020年10月19(月) No. 398

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

税務対策なら「民商」と広げましょう！

「税務運営方針にのつとつた税務行政を」と北税務署交渉

10月7日午後3時から、北税務署交渉を行いました。民商からは、安藤副会長、森楠支部長と事務局2名が参加。税務署からは、総務課長、個人第一統括官、徴収統括官と総務課長補佐の4名が参加。安藤副会長から、要望書を渡し、「税務運営方針を守り、納税者によりそった税務行政」を求め、コロナ禍により、会場・人数も制限された中での開催でしたが、事前に届けた要望書の回答をもとに、交渉しました。

事前通知については「…従来から、補助する担当職員が電話で行うよう運用、法令に抵触するとは考えていない」の税務署総務課長の回答に対し、「国税通則法の第74条の9の条文には、担当職員が事前通知できる文言は一切なく、署側の拡大解釈であり、国税通則法の条文に正しく則り、『納税者の理解と協力』の点からも、税務署長名の文書での事前通知を」と求めました。また、9月末申請期限の『電子帳簿保存の承認申請書』について10/5付の全国商工新聞の、財務省（財務省主税局税制第1課）が『2020年分に限っては9月30日にかかわらず、柔軟に対応する』と回答との記事を紹介し、北税務署はどう対応するのか質したところ、「上部機関からはまだ、連絡や文書等は来ていない。財務省ホームページにも掲載されていない」との回答。電子帳簿保存について、実際に調査になった場合や、要件に該当しないのに、令和2年分申告時、青色申告特別控除を65万と記載した場合の税務署としての対応も、まだ内部的検討がこれからという印象を受けました。「コロナの影響で、調査件数は減少しているのか」との問いには「調査をやるべきところへは行っています」と個人第一統括官が発言。他にも時間の許す限り、徴収問題についても質問や提案を行いました。



日本はどこに向かうのか （寄稿）名古屋北法律事務所 弁護士 山内益恵

あっという間に10月。今年度は折り返し地点を曲がり、2020年もあと3ヶ月となりました。

今年のお正月の頃には、新型ウイルス騒動がこれほど全世界に影響を及ぼすとは思いませんでしたが、2020年は人の生活様式が大きく変わっていく一つの転換点になるに違いありません。

そんな中、日本ではいわゆる団塊の世代が全員70代を迎え、高齢化が加速しています。65歳以上の人口は3617万人で、総人口の28.7%を占め、100歳以上の人が8万人を突破、その88%が女性です（総務省発表）。9月に就任した菅首相は71歳、内閣の平均年齢は60歳代。自民党のトップ4人の平均年齢が71.5歳であることも、大きな話題となりました。高齢化内閣の誕生を見越したわけではないでしょうが、政府は、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くことを想定し、今年6月の法改正によって、働く高齢者の年金の支給開始を75歳まで遅らせること（繰り下げ受給）ができるようにしました。とはいえ75歳まで年金以外の収入がなければ絵に描いた餅です。これに合わせ、民間企業の定年は確実に延びていきます。すでに高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用確保を義務付けていますが、更に2021年4月以降は、「希望者には70歳まで働き続けることができる制度を整備すること」の努力義務が加わりました。働くことを選択肢も幅広くなり、「①定年延長、②再雇用、③定年廃止」のほか「④再就職支援」が加えられ、さらに「フリーランス」や「起業」「NPO活動」への挑戦を促す仕組みづくりなどが推奨されています。もはや60代70代での隠居はままならない時代といえそうです。

料理・飲食店 第2回Web交流会

日時 10月28日(水)14:30~15:30

「Zoom」を使ったWeb会議です。パソコン、スマホ、タブレットなどZoomアプリがインストールできれば参加できます。参加希望の方は10/23までに愛商連へ申し込んでください。

(電話052-679-6911または、e-mail fwis8941@gol.com)